

なごや認知症カフェ登録事業実施要領

1 目的

この要領は、軽度認知障害又は認知症（以下、「認知症」という。）の方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発のために開催される、名古屋市内における認知症カフェ（以下、「カフェ」という。）を把握し、名古屋市への登録を通じて広く周知することを目的とする。

2 登録対象カフェ

次の各号のすべてに該当する場合は、なごや認知症カフェとして登録することができる。

(1) 定義

以下のア～エの全部又は一部を主たる目的とする、認知症の本人及び家族、それに加え地域住民、専門職等地域の誰もが気軽に集える活動拠点であり、営利、宗教、政治活動を目的としないもの。

ア 認知症の本人やその家族同士の相互交流・情報交換

イ 家族の介護負担の軽減

ウ 認知症状の悪化予防

エ 地域での認知症啓発

(2) 実施主体

地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が実施するもの。

3 登録手続

(1) カフェ実施主体の代表者は、なごや認知症カフェ登録申請書（第1号様式）を、開設しようとする住所地を管轄するいきいき支援センターを通じて、認知症相談支援センター所長に提出する。

(2) 認知症相談支援センター所長は、申請を受理し適当と認めたときは、なごや認知症カフェ登録通知書（第2号様式）及び認定ステッカーをカフェ実施主体の代表者に交付する。

(3) 認知症カフェ開設助成の交付決定を受けた団体は、認知症カフェ開設助成事業実施要領に定める認知症カフェ開設経費助成申請書（第1号様式）をもってなごや認知症カフェ登録申請を受理したものとする。

4 登録カフェの取り扱い

(1) なごや認知症カフェとして一覧に掲載し、インターネット等で情報公開する。

(2) カフェ開催時、認定ステッカーを掲示することができる。

5 登録廃止手続

(1) カフェ実施主体の代表者は、カフェの廃止等に伴い、登録を廃止する場合は、

なごや認知症カフェ登録廃止届（第3号様式）を、認定ステッカーを添えて、管轄するいきいき支援センターを通じて、認知症相談支援センター所長に提出する。

(2) 認知症相談支援センター所長は、廃止届を受理し登録を廃止する。

6 認知症相談支援センター及びいきいき支援センターの役割

認知症相談支援センター及びいきいき支援センターは、名古屋市内のカフェについて情報を把握し、なごや認知症カフェの登録を勧奨する。

7 その他

この要領の施行について必要な事項は、認知症相談支援センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。